

令和4年度

三鷹市適正事務管理制度評価報告書
審 査 意 見 書

三鷹市監査委員

(写)

5 三 監 第 136 号

令和5年8月21日

三鷹市長 河 村 孝 様

三鷹市監査委員 河 並 祐 幸

三鷹市監査委員 岩 見 大 三

令和4年度三鷹市適正事務管理制度評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和4年度三鷹市適正事務管理制度評価報告書について審査した結果、別添のとおり意見書を提出します。

令和4年度三鷹市適正事務管理制度評価報告書審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定による審査

第2 審査の対象

令和4年度三鷹市適正事務管理制度評価報告書

第3 審査の期間

令和5年7月13日から8月21日まで

第4 審査の着眼点及び実施内容

この適正事務管理制度評価報告書の審査は、市長から提出された適正事務管理制度評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

本意見書については、市長及び内部統制評価担当部署から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。

なお、本意見書は「三鷹市監査基準」（令和2年4月1日）に準拠している。

第5 審査の結果

審査に付された適正事務管理制度評価報告書は、前記の方法により審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。